

第4回 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度
アクションプラン連絡調整会議
(南海トラフ地震対応検討チーム)

次 第

日時：令和7年10月28日（火） 10:00 ～

会場：オンライン

1 開 会（司会：徳島県）

2 挨拶

3 議 題

（1）南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクション
プランに基づく応援・受援要領の素案について

（2）その他

4 閉 会

第4回 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度
アクションプラン連絡調整会議（南海トラフ地震対応検討チーム）
出席者 一覧

団体名	所属	役職	氏名	備考
鳥取県	危機管理部	次長	木山 正一	兼危機管理政策課長
	危機管理部 危機対策・情報課	危機管理専門官	柳田 孝臣	
	危機管理部 危機管理政策課	課長補佐	森田 泰司	
	危機管理部 危機管理政策課	主事	川人 慎也	
新潟市	危機管理防災局	参事	永田 周三	
	危機管理防災局 危機対策課	課長	瀧澤 典彦	
	危機管理防災局 危機対策課	課長補佐	佐藤 貴則	
	危機管理防災局 危機対策課	主幹	縄井 勝文	
	危機管理防災局 危機対策課	主査	笹川 大範	
徳島県	危機管理部	次長	大井 文恵	兼危機管理政策課長
	危機管理部 防災対策推進課	課長	明星 康信	
	危機管理部 防災対策推進課 被災者支援推進室	室長	唐渡 茂樹	
	危機管理部 危機管理政策課	係長	坂東 知明	
	危機管理部 危機管理政策課	主任	久次米 剛	
	危機管理部 危機管理政策課	主任主事	田上 陽基	
	危機管理部 防災対策推進課	主事	生田 敬士	
総務省	自治行政局公務員部 公務員課応援派遣室	事務官	池田 直斗	オブザーバー参加

南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度 アクションプランに基づく応援・受援要領

鳥取県 新潟市 徳島県
(南海トラフ地震対応検討チーム)

第 1 版（令和〇年〇月 策定）

- 目 次 -

第1編 総則

1	はじめに	1
2	要領の目的	1
3	要領の基本方針	1
(1)	要領の位置づけ	1
(2)	応援・受援の対象となる支援対象業務	1
(3)	要領の見直し	1

第2編 平時からの取組

1	応援・受援体制の実効性の確保	2
2	応援県市側における取組	2
3	受援県側における取組	2
4	訓練による検証と改善	3

第3編 発災直後の段階（発災当日中）

1	共通事項	4
2	応援県市側の対応	6
(1)	先遣隊等の派遣	6
(2)	活動本部の設置及び応援隊の編制	8
(3)	南海トラフ地震緊急即応チームの設置	12
(4)	現地調整会議の参加	13
3	受援県側の対応	14
(1)	受援体制の確立	14
(2)	活動環境の確保	14
(3)	先遣隊の受入れに向けた情報収集と発信	15
(4)	現地調整会議の開催	18
(5)	被災市町村における応援ニーズのとりまとめ	18
(6)	徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣調整	19
(7)	応援県市側から派遣される応援班の受入の調整	20
(8)	先遣隊の宿泊場所の確保	21

第4編 初動段階（発災2日目～3日目）

1 応援県市側の対応	22
（1）先遣隊の到着・活動	22
（2）活動本部の応援隊各班の活動	23
（3）現地調整会議の参加	24
2 受援県側の対応	25
（1）先遣隊の受入れ	25
（2）徳島県災害マネジメント総括支援員等の派遣	25
（3）徳島県災害マネジメント総括支援員等の活動	26
（4）被災市町村に関する情報収集と応援ニーズのとりまとめ	27
（5）徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣調整	27
（6）応援県市側から派遣される応援班の受入調整	27
（7）現地調整会議の開催	28
（8）被災市町村への応援派遣決定の連絡	28

第5編 応急段階・復旧段階（発災4日目以降）

1 応援県市側の対応	29
（1）応援班の到着・活動	29
（2）現地調整会議の開催	29
（3）後続の統括班の連絡要員や応援班の派遣調整	29
（4）「応援団体連絡会議」の参加	29
2 受援県側の対応	30
（1）応援班の受入れ	30
（2）応援班等からの情報収集と応援ニーズのとりまとめ	30
（3）徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣調整及び応援県市側からの応援班の派遣調整	30
（4）現地調整会議の開催	31
（5）被災市町村への応援派遣決定の連絡	31
（6）「応援団体連絡会議」の開催	31
別紙1 災害情報システム	32
別紙2 連絡先一覧表	33
別紙3 派遣職員リスト	34

別紙 4	応援ニーズ確認表	35
別紙 5	要請状況管理表	36
別紙 6	応援派遣計画	37
別紙 7	チェックリスト	38
(参考)	地方都市等における地震対応のガイドライン	39

第1編 総則

1 はじめに

令和7年4月、総務省の「応急対策職員派遣制度」の特例として、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）が施行され、南海トラフ地震が発生した場合の応急対策職員派遣制度に係る総務省、地方公共団体、関係団体等の対応や運用方針について、応援職員が迅速かつ的確に被災地において活動できるよう所要の事項が定められた。

アクションプランに定められた「応援編成計画」に基づき、重点受援県である徳島県の即時応援県市となった鳥取県及び新潟市において、3者間での「応援・受援体制」を構築し、訓練や研修等を通じて、検証・改善に努めるものとする。

2 要領の目的

本要領は、鳥取県、新潟市及び徳島県との間で、アクションプランに基づき、応援職員を派遣する県市による迅速かつ効果的な応援及び応援職員を受け入れる県及び市町村による円滑な受援を行うための調整手順や活動に使用する様式等を具体化し、その実効性を確保するために定めるものとする。

また、本要領には、平時からの取組として、各団体の連絡窓口や受援県側の活動拠点や宿泊拠点のリストなど、応援・受援を行う上で、事前に共有すべき情報を交換するほか、「GADM」（総務省の「災害マネジメント総括支援員」）や「地域 GADM」（「徳島県災害マネジメント総括支援員等」）をはじめとする、応援派遣が可能な職員を積極的に育成・登録することを明確に定める。

3 要領の基本方針

（1）要領の位置づけ

本要領は、「アクションプラン 第6 実効性確保のための取組」に記載されている「南海トラフ地震現地調整会議準備会」に基づき、3県市間で行った意見交換や現地視察等を通じて取り決めた、応援・受援に関する手順を明文化したものである。

（2）応援・受援の対象となる支援対象業務

本要領で対象とする支援対象業務は、「アクションプラン 第1 総則」に規定されるとおり、「災害マネジメント支援」、「避難所運営業務支援」及び「住家被害認定調査・罹災証明書交付業務支援」の人的支援業務とし、それ以外の業務についても緊急性に応じて支援に努めることとする。ただし、「DMAT」や「TEC-FORCE」をはじめとした、「応急対策職員派遣制度」以外の定型化された応援の枠組み及び物的支援業務については、アクションプランの対象外である。

（3）要領の見直し

本要領は、新たな災害による教訓や訓練による検証等を踏まえ、随時、見直すこととする。

第2編 平時からの取組

1 応援・受援体制の実効性の確保

アクションプランの応援編成計画によりあらかじめ定められた組合せである、鳥取県、新潟市及び徳島県で組織する「南海トラフ地震対応検討チーム」により、「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン連絡調整会議」（以下「連絡調整会議」という。）を定期的に行い、意見交換や研修等を実施する。

「連絡調整会議」では、支援対象業務の確認やあらかじめ用意しておくべき装備の準備、徳島県庁又は徳島県内市町村への進出経路、交通手段や具体的な応援職員の調整手順や支援先市町村の割当て等を検討するとともに、必要に応じて、支援先市町村での活動拠点等を現地視察することにより、「顔の見える関係」を構築し、「応援・受援体制」の実効性を確保する。

「連絡調整会議」には、必要に応じて市町村や関係機関を招聘し、応援・受援に必要な手続きを明確にするほか、相互に情報交換等を行うことで、連携体制の構築を目指す。

2 応援県市側における取組

「連絡調整会議」で確認したアクションプランに関する事項について、鳥取県内市町村との情報共有や意見交換等を実施し、鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市において、アクションプランの内容を踏まえた応援体制を構築する。

応援県市側においては、先遣隊や総括支援チーム、対口支援チームとして、被災地に派遣する職員をリスト化。また、鳥取県内市町村職員も含め、GADMをはじめとする災害対応に習熟した職員の研修を鳥取県と新潟市が合同で行うことなどにより、GADM等の人材育成を促進する。さらに、防災・危機管理担当部署以外の部署からの動員に関する合意形成、周知等を行うことで、発災直後からの円滑な応援班の編成構築に努めることとする。

また、南海トラフ地震発生直後からスムーズに先遣隊を派遣できるよう、応援に必要な資機材を準備しておくとともに、情報伝達体制を構築することとする。

3 受援県側における取組

徳島県は、「連絡調整会議」で確認したアクションプランに関する事項について、徳島県内市町村と連絡会議を開催し、情報共有や意見交換等を実施し、県及び市町村において、アクションプランの内容を踏まえた受援体制を構築する。

徳島県及び徳島県内市町村においては、応援職員の活動拠点や宿泊拠点となり得る施設、ホテル等の把握、リスト化を行うことに加え、必要な資機材整備や協定の締結を行うことで、具体的な受入れに向けた準備を行うものとする。

また、徳島県においては被災した県内の市町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する派遣の仕組みとして、「徳島県災害マネジメント総括支援員等」を養成している。アクションプラン適用時においても、県内における応援も見込まれるため、徳島県及び徳島県内市町村は支援員の育成、登録を促進するものとする。

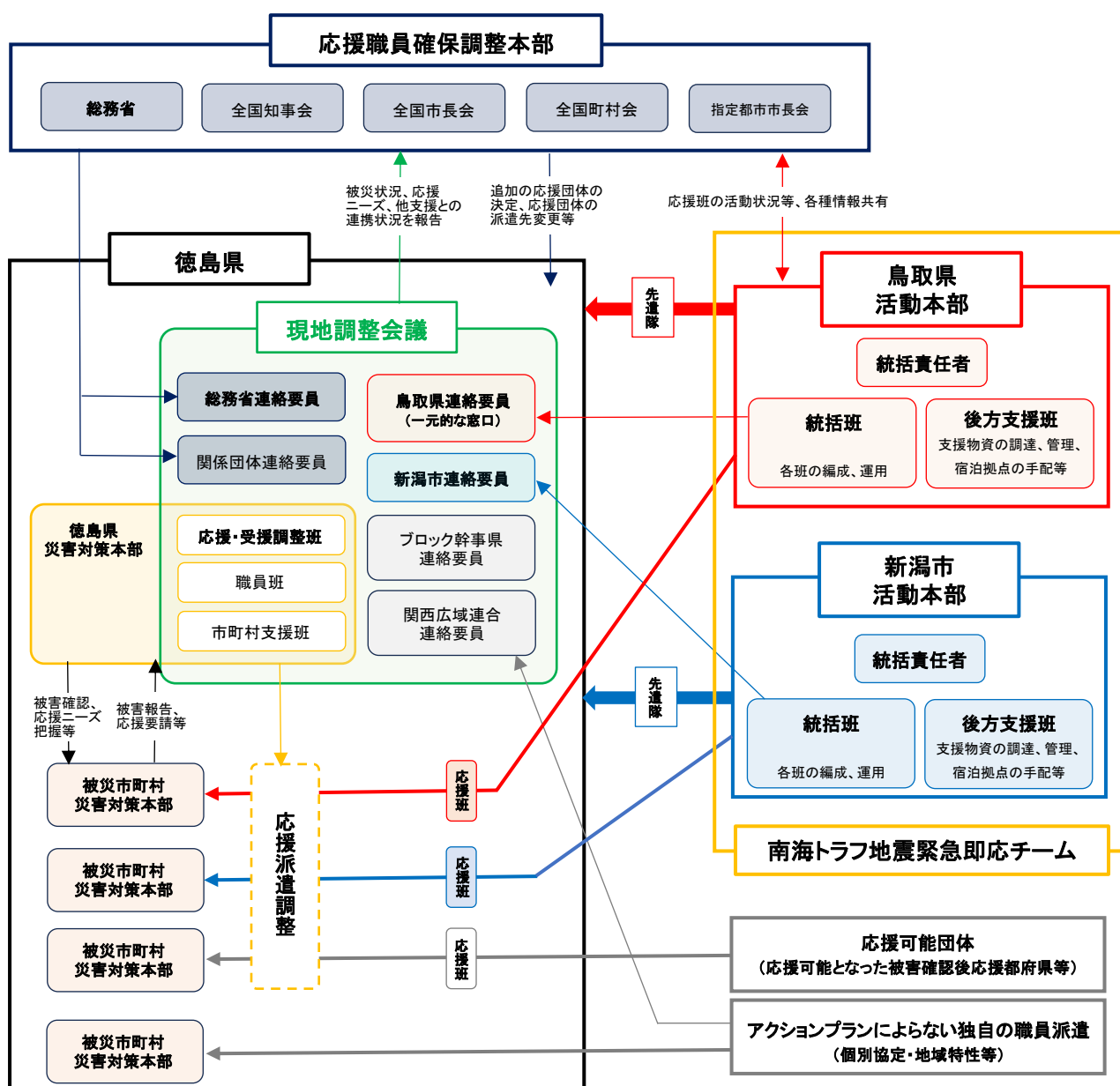
徳島県内市町村においては、災害対応業務の洗い出しを行い、被災時に受援対象となる業務の整理や優先順位の検討を行うとともに、前述の内容を踏まえ、受援計画の見直しを行う。

また、受援対象となる業務については、職員の受入調整を行う担当者をあらかじめ指定しておくとともに、応援職員が市町村で円滑に活動できるよう、業務をマニュアル化するものとする。

4 訓練による検証と改善

「連絡調整会議」において検討した応援・受援に係る手順や受援県側・応援県市側で準備した事項については、定期的に訓練で検証し、本要領を改善する。

【応援・受援体制の全体像】



第3編 発災直後の段階（発災当日中）

1 共通事項

「アクションプラン 第2 3 適用基準」に規定されるアクションプランが適用される地震が発生した際は、総務省からアクションプランの適用と応援職員確保調整本部を設置した旨の連絡をメール等で受ける。

応援職員確保調整本部とは、総務省及び全国知事会や全国市長会等の関係団体で構成され、応援団体の決定、情報の収集、総合的な調整等を行う会議体をいう。

<アクションプラン適用基準>

発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用。

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

- (1) 発生した地震により次の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
 - 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
 - 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県
- (2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）
- (3) 上記の災害が発生した場合に類する被害が想定され、アクションプランにより迅速かつ円滑被災地支援を実現できると総務省が判断した場合
- (4) 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用されることとなった場合

アクションプラン適用時は、プッシュ型で鳥取県及び新潟市の先遣隊が、徳島県庁に派遣されるため、応援県市側、受援県側ともに所要の準備を進める。

また、被災市町村への人的支援について、発災後数日は、徳島県が派遣する「徳島県災害マネジメント総括支援員等」（地域 GADM）を中心に対応・調整し、鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市から派遣された先遣隊・応援班が到着後、順次業務を引き継ぐこととする。

2 応援縣市側の対応

以下は応援体制における基本形であり、実際には災害の状況に応じて柔軟に対応する。

(1) 先遣隊等の派遣

①先遣隊

徳島県内においてアクションプランが適用される地震が発生した場合、鳥取県及び新潟市は、徳島県災害対策本部に対して先遣隊を速やかに派遣し、現地調整会議及び(2)の活動本部の機能が本格化するまでの間、徳島県災害対策本部と協力し、以下の活動を行う。なお、陸路進出ルートを選定にあたっては、道路の損壊状況や啓開状況、交通規制の実施状況等を踏まえることとし、進出ルートの道路状況等については、鳥取県及び新潟市の活動本部で構成する「南海トラフ地震緊急即応チーム」(後述(3))で共有する。陸路の進出ルートは下図を基本とするが、津波等により陸路進出が難しい場合は、空路または海路での進出を考慮する必要があることから、徳島県、民間航空会社、民間船舶会社、実動機関等と調整する。

鳥取県及び新潟市は、確保調整本部及び徳島県に対し、先遣隊の派遣を開始した旨、派遣人数、到着目安時間等を連絡する。

区分	内容
名称	先遣隊
始期	アクションプラン適用後速やかに派遣
終期	現地調整会議及び(2)の活動本部の機能が本格化するまでの間
活動場所	徳島県災害対策本部
編成	・災害応急対策に知見を有する者2～3名/隊 ・GADM又は災害マネジメント支援員を含めることが望ましい
指揮命令系統	派遣元自治体 > 先遣隊
主な活動、役割	① 情報収集 ② 情報共有 ③ 応援ニーズの把握 ④ 現地調整会議への参画 ⑤ 「アクションプラン第3 4 (2) ア 現地調整会議の役割の活動」に定められた情報収集、応援ニーズの把握等
備考	

②被災地域ブロック幹事県の連絡要員

鳥取県が、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」第2条第1項第2号及び同号が引用する「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」第3条第1項に定める地域ブロック(中国及び四国ブロック)の幹事県に該当する場合、「アクションプラン 第5 1 (3)」に基づき、重点受援県に対して連絡要員を派遣する必要がある。しかし、アのとおり、先遣隊を派遣するので、先遣隊の職員が被災地域ブロック幹事県の連絡要員を兼務することとする。

なお、事務負担等の事情で兼務が難しい場合は、専任の被災地域ブロック幹事県の連絡要員を派遣する。また、専任の連絡要員の選定が難しい場合は、速やかに同ブロック内の都道府県から代理を決定し、確保調整本部に対してその旨連絡する。

【陸路進出ルート】

○鳥取県



○新潟市



(2) 活動本部の設置及び応援隊の編制

鳥取県及び新潟市はアクションプラン適用後、鳥取県庁及び新潟市役所に活動本部を設置し、統括責任者を任命するとともに以下の各班から構成される応援隊の編成を開始する。

なお、応援班の派遣開始時期は、応援県市側の派遣準備ができ、かつ、受援県側の受入調整がある程度進捗した段階の発災２～３日目を目途とする。

- ①統括班：活動本部において、応援班の運用（追加派遣要請への対応等）、派遣元等との連絡調整を行う班。また、そのうち最低１名は連絡要員として徳島県災害対策本部に常駐し、現地調整会議の構成員となる。

区分	内容
名称	統括班
始期	アクションプラン適用後
終期	支援終了時
活動場所	鳥取県庁又は新潟市役所の活動本部
編成	危機管理担当課職員を中心として数名/班
指揮命令系統	・鳥取県又は新潟市 ＞ 活動本部 ＞ 統括責任者 ＞ 統括班 ・応援隊は、統括班、応援班及び後方支援班で構成される ・(基本となる組合せの県)「南海トラフ地震緊急即応チーム」(後述(3))の総括役を担う
主な活動役割	① 応援隊各班(統括班、応援班及び後方支援班)の編成 ② 応援隊各班(統括班、応援班及び後方支援班)の運用、マネジメント、安全管理 ③ 徳島県災害対策本部への連絡要員の派遣 ④ 徳島県に派遣した先遣隊、統括班の連絡要員及び応援班との連携・調整 ⑤ 派遣職員から報告される被害状況、人的・物的支援ニーズ等の集約、整理、分析 ⑥ 応援県市間の連携・調整 ⑦ 応援県市組織内の連携・調整 ⑧ 各種知事会、関西広域連合、関係機関等との連携・調整 ⑨ 追加派遣要請への対応
備考	

区分	内容
名称	統括班の連絡要員
始期	アクションプラン適用後
終期	支援終了時
活動場所	徳島県災害対策本部に常駐
編成	・災害応急対策に知見を有する者 1 名 ・GADM 又は災害マネジメント支援員であることが望ましい
指揮命令系統	・鳥取県又は新潟市> 活動本部 > 統括責任者 > 統括班 > 連絡要員 ・現地調整会議の構成員となる ・（基本となる組合せの県）総括担当連絡要員を担う
主な活動、役割	① 徳島県の応援・受援調整班との連携・調整 ② 現地調整会議への参画 ③ 「アクションプラン第3 4（2）ア 現地調整会議の役割の活動」に定められた情報収集、応援ニーズの把握等
備考	

②応援班：先遣隊等が把握した応援ニーズに基づき被災市町村に対して派遣される班（総括支援チーム、対口支援チーム）。

区分	内容
名称	総括支援チーム
始期	アクションプラン適用後
終期	支援終了時
活動場所	被災市町村災害対策本部に常駐
編成	・災害応急対策に知見を有する者 2～3 名/チーム ・GADM 又は災害マネジメント支援員を含めることが望ましい ※各被災市町村の状況を踏まえ、総括支援チームのみ又は対口支援チームのみの派遣となることも想定される。
指揮命令系統	・鳥取県又は新潟市> 活動本部 > 統括責任者 > A 市町村 応援班 > 総括支援チーム ・応援班は、総括支援チーム及び対口支援チームで構成される ・応援隊は、統括班、応援班及び後方支援班で構成される

主な活動、 役割	① 被災市町村への応援職員派遣の協力依頼に先立ち、被災市町村の被害状況や応援職員のニーズ把握を行う ② 被災市町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する（被災市町村の長への助言、幹部職員との調整、応援職員のニーズ等の把握、徳島県、関係機関及び総務省との連携等） ③ 上位組織、被災市町村との連携・調整 ④ 対口支援チームの運用 ⑤ 関係機関との連携・調整
備考	

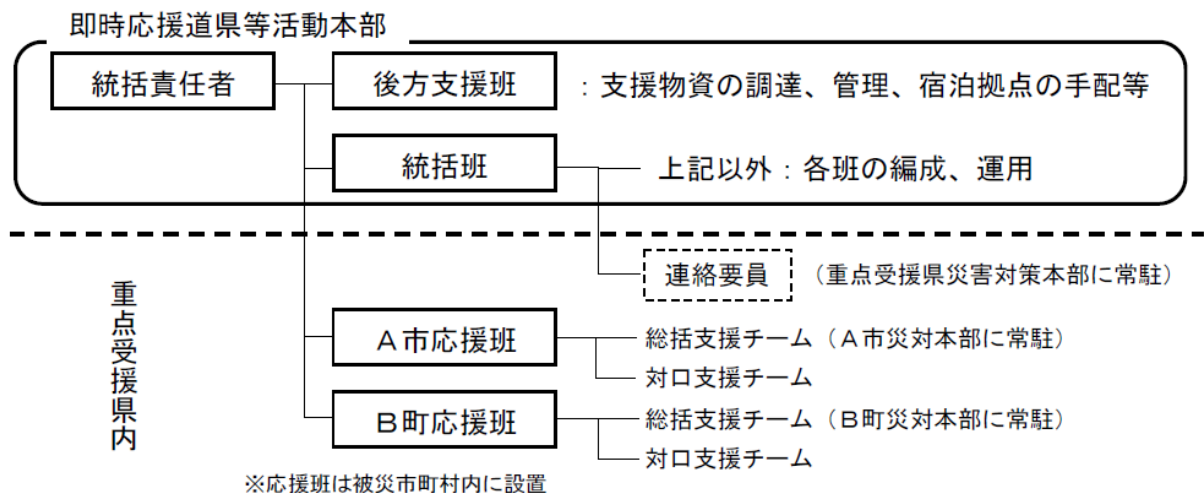
区分	内容
名称	対口支援チーム
始期	アクションプラン適用後
終期	支援終了時
活動場所	被災市町村
編成	・避難所運営、住家被害認定調査・罹災証明書交付業務等に知見を有する者数名/チーム ※各被災市町村の状況を踏まえ、総括支援チームのみ又は対口支援チームのみの派遣となることも想定される。
指揮命令 系統	・鳥取県又は新潟市＞活動本部＞統括責任者＞A市町村 応援班＞総括支援チーム ・応援班は、総括支援チーム及び対口支援チームで構成される ・応援隊は、統括班、応援班及び後方支援班で構成される
主な活動 役割	① 上位組織の指揮命令及び被災市町村の指示に基づき、主に避難所運営、住家被害認定調査・罹災証明書交付業務等に係るマンパワー支援を行う
備考	

③後方支援班：活動本部において、宿泊拠点、物資等の確保等を行う班。

区分	内容
名称	後方支援班
始期	アクションプラン適用後
終期	支援終了時
活動場所	鳥取県庁又は新潟市役所の活動本部
編成	危機管理担当課職員を中心として数名/班

指揮命令系統	・鳥取県又は新潟市 > 活動本部 > 統括責任者 > 統括班 ・応援隊は、統括班、応援班及び後方支援班で構成される
主な活動役割	① 支援物資、活動資機材等の調達、管理 ② 宿泊拠点の手配 ③ 移動手段の確保 ④ 予算、文書の管理等 ⑤ 支出事務 ⑥ その他各班の活動に必要な後方支援全般
備考	

<活動本部のイメージ>



【応援職員に共通的に必要な主な資機材等】

①応援活動用資機材等

寝袋・毛布等（宿泊場所が確保できない場合）、食料、飲料水、ノート PC、Wi-Fi-ルーター、延長コード、モバイルプリンター、モバイルバッテリー、システム関係アカウント（ID、PASSWORD）、携帯電話（スマートフォン）、デジタルカメラ、ビブス・腕章等の標識、地図、車両等の移動手段、車両用マグネット表示（「災害派遣車両」等）、手袋、ヘルメット、大型ザック類、事務用品（ボールペン、マジックペン、メモ、白紙、ダブルクリップ、ゼムクリップ、ホッチキス、付箋、クリアホルダー、用箋ばさみ、セロテープ、カッター等）、現金（資金前渡）等

②個人携行品

応援活動に適した服装、防寒着、着替、運転免許証、職員証、名札、名刺、ライト、ラジオ、雨具（長靴、雨衣、傘）、救急セット、マスク、アルコール消毒液、アイマスク、耳栓、筆記用具等

③計画、規程、マニュアル等

- ・ 応急対策職員派遣制度に関する要綱
- ・ 応急対策職員派遣制度に関する運用マニュアル
- ・ 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン
- ・ 南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランに基づく
 応援・受援要領（本書）、
- ・ 徳島県地域防災計画
- ・ 徳島県内市町村地域防災計画
- ・ 各種協定
- ・ 各種マニュアル

（３）南海トラフ地震緊急即応チームの設置

実効性のある応援体制を構築するため、仮想的な組織として、応援県市の両活動本部で「南海トラフ地震緊急即応チーム」を構成する。

緊急即応チームは、応援県市間の応援活動を横断的に連携・調整する。また、先遣隊及び応援隊が円滑に徳島県に進出できるよう、両県市で道路状況等を共有する。特に、先遣隊進出時は、道路状況等の進出に必要な情報が不明な場合が多いと予想されるため、先行して被災地に到達する見込みである鳥取県から新潟市へ情報共有を行う。そのため、情報共有用の統一様式の事前作成などにより、情報伝達体制を構築に努める。

区分	内容
名称	南海トラフ地震緊急即応チーム（以下「緊急即応チーム」という。）
始期	アクションプラン適用後
終期	支援終了時
活動場所	鳥取県庁又は新潟市役所の活動本部
編成	緊急即応チームは、応援県市の活動本部で構成される
指揮命令 系統	・ 鳥取県及び新潟市 > 緊急即応チーム ・ アクションプランの応援編成計画に定められた即時応援道県等のうち、基本となる組合せの県は、原則として緊急即応チームの総括役を担う。
主な活動 役割	① 応援県市間の応援活動を横断的に連携・調整する。 ② 先遣隊及び応援隊が円滑に徳島県に進出できるよう、両県市で道路状況等を共有する。
備考	

(4) 現地調整会議の参加

鳥取県及び新潟市は、徳島県、総務省応援職員確保調整本部、関係団体等で構成する応援職員現地調整会議に参加し、県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズに関する情報を共有し、応援職員の派遣を調整する。

①発災後3時間以内を目処に開催

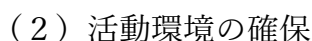
徳島県、鳥取県、新潟市、関西広域連合、総務省応援職員確保調整本部間での連絡体制を確立し、事案の概要や被害状況を共有し、先遣隊の受入れに向けた調整を行う。本タイミングで行う現地調整会議は、オンラインで行うこととする。通信回線が寸断されている場合は、衛星回線による Wi-Fi を利用し、情報伝達を行う。

②発災後24時間以内を目処に開催

徳島県、鳥取県、新潟市、関西広域連合、総務省応援職員確保調整本部等の間で、被災市町村への応援派遣を調整する。

（１）受援体制の確立

さらに、被災市町村への徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣に向け、「職員班」及び「市町村支援班」の災害対策本部の連絡窓口を確認し、連絡体制を構築する。



応援・受援調整班は、徳島県庁４階の４０５会議室に展開し、県庁で受け入れる先遣隊や今後の応援派遣調整に従事する活動場所を確保するとともに、「応援職員確保現地調整会議」（以下「現地調整会議」という。）を設置する。



また、活動に必要な資機材については、次のとおり。

- ☐机・椅子 ☐プリンタ ☐ホワイトボード ☐コードリール ☐延長コード
☐非常用電源 ☐地図 ☐ゼンリン地図 ☐Wi-Fi (ID、PASS) ☐PHS
☐ディスプレイ ☐PC (web 会議用) ☐筆記用具

通信手段が途絶した場合であっても、地域衛星電話やスターリンク等の様々な媒体により、音声、映像又はテキストなどで応援県市側と連絡がとれるよう、非常通信が可能となるよう努める。(連絡先一覧表を参照(別紙2))

(3) 先遣隊の受入れに向けた情報収集と発信

①庁舎に関する情報

徳島県万代庁舎の使用の可否を確認し、徳島県災害対策本部が設置される、先遣隊の進出場所が変更されていないかを確認する。

【徳島県災害対策本部の設置場所】

進出場所	住所	連絡先	外観
＜第1順位＞ 徳島県万代庁舎	徳島市万代町 1-1	危機管理部 危機管理政策課 088-621-2713	
＜第2順位＞ 徳島中央警察署	徳島市徳島町 1-5-2	徳島中央警察署 088-624-0110	
＜第3順位＞ 徳島県西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町猪尻建神社 下南 73	西部総合県民局 地域創生観光部 0883-53-2392	
＜第4順位＞ 県立防災センター	板野郡北島町鯛浜字 大西 165	防災人材育成 センター 088-683-2100	

また、庁舎の被害状況を確認し、ライフラインの使用の可否等、現状の執務環境をとりまとめる。

☐確認内容：電力、空調・エレベーターの稼働、通信、上水道、トイレ環境

②進出経路・進出手段に関する情報

応援・受援調整班は、徳島県災害対策本部と連携し、徳島県万代庁舎に進出するために必要な道路の情報を収集する。南海トラフ地震発生時は、揺れによる被害や津波による浸水被害により、陸路による進出が困難な場合が想定されるため、特に、本州四国連絡橋、高速道路、国道11号が使用できない場合は、空路進出による先遣隊の受け入れを調整する。

【航空機の調整】

関西広域連合、構成府県、民間航空機を保有する6事業者間で締結された「災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定」に基づき、航空機の利用を調整する。

民間航空機の要請フロー（災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定）					
1	運航要請	○徳島県から運航事業者へ要請 ・ヘリコプター概要通知書記載の情報から連絡 ・関西広域連合へも情報共有			
2	事業者調整	○徳島県は対応可能な運航事業者を調整			
3	事業者決定	○徳島県は対応事業者を決定			
4	結果共有	○徳島県から鳥取県・新潟市、関西広域連合へ情報共有			
5	搭乗調整	○鳥取県・新潟市が運航事業者と調整 ・運航要請書の記載内容を調整 ・搭乗者の重量を確認			
6	結果共有	○鳥取県・新潟市から調整結果を徳島県へ共有 ・使用する機体に応じて使用ヘリポートを伝達			
7	報告	○徳島県から関西広域連合へ要請内容を報告 ・運航要請書を提出 (発災当初は口頭ベースで報告)			

【ヘリポートの調整】

徳島県万代庁舎付近のヘリポートの使用の可否を確認し、機体情報、使用日時、搭乗者氏名をヘリポートの管理者へ連絡する。

県庁周辺（約5km圏内）のヘリ離発着場一覧

名称	所在地	着陸帯の広さ	着陸可能重量	着陸帯	夜間照明
①徳島県警本部	徳島市万代町2-5-1	20m×18m	4t	コンクリート	有
②田岡病院	徳島市万代町4-2-2	20m×20m	10t	コンクリート	有
③東部防災館	徳島市東沖洲1-8	24m×24m	11t	コンクリート	有
④徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	20m×20m	10t	コンクリート・鉄板	有
⑤吉野川運動広場	徳島市上助任町天神地先	-	-	芝生	-
⑥徳島市民勝浦川運動広場	徳島市論田町和太開外4-1	-	-	硬質土砂	-
⑦県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	21m×24m	10t	コンクリート	有

③県内市町村に関する情報

徳島県災害対策本部に集約される市町村の被害情報を確認するほか、必要な情報については、市町村に派遣している連絡要員等から情報を収集する。

【確認する主な情報】

- ・ 市町村の被災状況
- ・ 市町村の庁舎までの進出経路
- ・ 避難所の開設状況及び避難者数
- ・ 市町村職員の不足の状況（参集状況）
- ・ 市町村災害対策本部の運営状況 など

今後、応援職員の派遣を調整する「受援担当窓口」も併せて確認しておく。

④応援の受入れに必要な情報の発信

徳島県災害対策本部に集約される被害情報のうち、応援職員が進出するのに必要な情報をとりまとめ、安心とくしま HP で情報発信し、随時更新する。情報が掲載されたページの URL を総務省応援職員確保調整本部等、関係団体へ情報共有する。

【掲載する主な情報】

- ・ 本県へのアクセス
- ・ 被災市町村の情報
- ・ 利用可能な住民拠点 SS
- ・ 被災地周辺で利用可能な店舗の状況
- ・ 宿泊施設の営業状況

【HP のイメージ】



(4) 現地調整会議の開催

徳島県は、鳥取県、新潟市、総務省応援職員確保調整本部、関係団体等で構成される現地調整会議を設置し、徳島県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズに関する情報等を共有し、応援職員の派遣を調整する。

①発災後3時間以内を目処に第1回現地調整会議を開催

徳島県、鳥取県、新潟市、関西広域連合、総務省応援職員確保調整本部間での連絡体制を確立し、事案の概要や被害状況を共有し、先遣隊の受入れに向けた調整を行う。本タイミングで行う第1回現地調整会議は、オンラインで行うこととする。通信回線が寸断されている場合は、衛星回線によるWi-Fiを利用し、情報伝達を行うこと。

<アカウント情報>

メール	ID	PASS

【主な内容】

- ・ 事案の概要
- ・ 市町村の被災状況
- ・ 先遣隊派遣の要否
- ・ 先遣隊受入れに必要な情報
- ・ 派遣職員リスト（別紙3）、日時、進出手段、ルート、宿泊場所

②発災後24時間以内を目処に第2回現地調整会議を開催

徳島県、鳥取県、新潟市、関西広域連合、総務省応援職員確保調整本部等の間で、被災市町村への応援派遣を調整する。徳島県において、後述する「要請状況管理表」（別紙5）及び「応援派遣計画」（別紙6）をとりまとめ、被災市町村の要請状況と応援の規模感を情報共有する。

(5) 被災市町村における応援ニーズのとりまとめ

徳島県は、市町村に派遣している連絡要員を通じて、市町村の応援ニーズを確認する。連絡要員が派遣されていない場合は、市町村の受援担当窓口を確認する。確認の際、可能であれば、「応援ニーズ確認表」（別紙4）の提出を求める。

【確認する主な情報】

- ・ 職員の参集率（参集状況）
- ・ 派遣業務

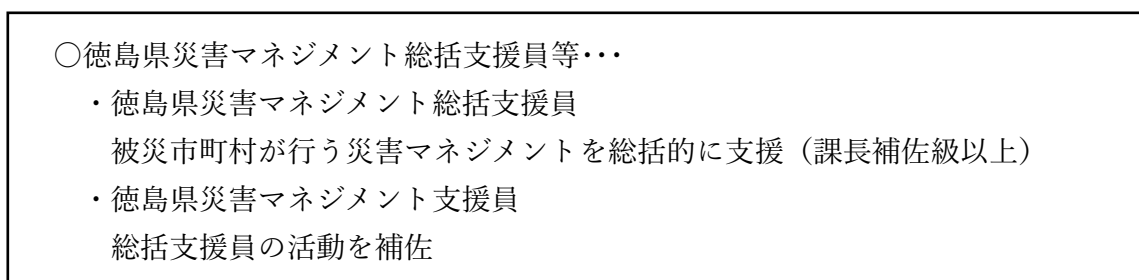
- ・ 要請人数
- ・ 活動場所
- ・ 要請期間
- ・ 活動場所までのアクセス経路と交通手段

発災初日の段階であるため、被災市町村において、個々の業務の応援の要否や規模感を把握するのは困難であるため、市町村災害対策本部の運営が機能しているか、災害対策本部会議の開催が可能な状況か、職員が十分な人数参集しているかなどの観点から「災害マネジメント総括支援チーム」の要否だけでも確認する。

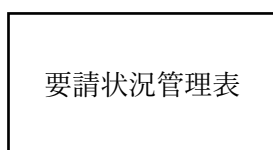
確認した応援ニーズについては、「要請状況管理表」（別紙５）にとりまとめ、当面の間、毎日更新する。

（６）徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣調整

徳島県の応援・受援調整班は、職員班及び市町村支援班に「要請状況管理表」（別紙５）を共有し、徳島県災害マネジメント総括支援員等の派遣を調整する。なお、総括支援チームは、１チームあたり、２名から５名程度で構成することとし、職員の選定に当たっては、所属自治体、職、災害対応業務における知見等に留意する。



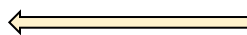
<応援・受援調整班>



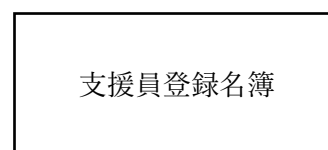
<派遣調整を依頼>
派遣先、人数、業務内容、期間等を伝達



<人選と派遣調整>
所属、職、氏名、緊急連絡先を伝達



<職員班・市町村支援班>



派遣職員選定後は、次の情報を判明したものから順次、職員に事前に共有するとともに、携行装備品を準備する。派遣職員が携行する装備品で不足がある場合は、個別協定に基づき調達するなど、所要の準備に努める。

職員派遣が決定した市町村に対しては、「徳島県災害マネジメント総括支援員等運営規程実施細則」に基づき、「徳島県災害マネジメント総括支援チーム派遣決定通知書」（様式第５号）で通知する。

【主な共有情報】

- ・被災市町村の被災状況等
- ・派遣先での活動内容
- ・派遣者名簿
- ・出発日時
- ・参集場所
- ・連絡手段（電話、メール等）
- ・連絡先（被災市町村、県、関係機関）
- ・交通手段（原則、公用車又はレンタカー）
（※レンタカーの場合は緊急通行車両確認証明書及び標章を準備）
- ・交通経路
- ・燃料の供給場所
- ・宿泊場所

【携行装備品】

No.	コンテナ①	コンテナ②	コンテナ③	合計
1	災害派遣用PC01（別場所保管）	1 災害派遣用PC03（別場所保管）	1 災害派遣用PC04（別場所保管）	1 3 台
2	マウス	1 マウス	1 マウス	1 3 個
3	モバイルルーター1台（別場所保管）	1 モバイルルーター1台（別場所保管）	1 -	0 2 台
4	モバイルプリンター EPSON白(PX-S06W)	1 モバイルプリンター EPSON黒(PX-S06B)	1 モバイルプリンター CANON黒(TS203)	1 3 台
5	・替インク白黒(No.82)	3 ・替インク白黒(No.82)	3 ・替インク白黒(No.345)	3 9 個
6	・替インクカラー(No.82)	3 ・替インクカラー(No.82)	3 ・替インクカラー(No.346)	3 9 個
7	モバイルスキャナー(ScanSnap iX100)	1 モバイルスキャナー(ScanSnap iX100)	1 モバイルスキャナー(EPSON ES-60WB)	1 3 台
8	モバイルバッテリー20000mAh(ANKER)	1 モバイルバッテリー20000mAh(ANKER)	1 モバイルバッテリー20000mAh(ANKER)	1 3 個
9	延長コード1本	1 延長コード1本	1 延長コード1本	1 3 個
10	派遣職員マニュアル（各種参考資料）	1 派遣職員マニュアル（各種参考資料）	1 派遣職員マニュアル（各種参考資料）	1 3 冊
11	チューブファイル1冊	1 チューブファイル1冊	1 チューブファイル1冊	1 3 冊
12	フラットファイル2冊(紙ファイル)	2 フラットファイル2冊(紙ファイル)	2 フラットファイル2冊(紙ファイル)	2 6 冊
13	A4コピー用紙（500枚×2）	2 A4コピー用紙（500枚×2）	2 A4コピー用紙（500枚×2）	2 6 個
14	文具セット	1 文具セット	1 文具セット	1 3 セット
15	ライティングシート1本	1 ライティングシート1本	1 ライティングシート1本	1 3 本
16	災害総括支援チームベスト2着	2 災害総括支援チームベスト2着	2 災害総括支援チームベスト2着	2 6 着
17	置時計1個	1 置時計1個	1 置時計1個	1 3 個
18	単三乾電池12本入	1 単三乾電池12本入	1 単三乾電池12本入	1 3 個
19	単四乾電池12本入	1 単四乾電池12本入	1 単四乾電池12本入	1 3 個
20	災害用ラジオ（手回し発電機能）	1 災害用ラジオ（手回し発電機能）	1 災害用ラジオ（手回し発電機能）	1 3 台
21	養生テープ	1 養生テープ	1 養生テープ	1 3 巻
22	非接触式体温計	1 非接触式体温計	1 非接触式体温計	1 3 個
コンテナ外 (防災人材育成センター保管)				
23	簡易ベッド	3 簡易ベッド	3 簡易ベッド	3 9 台
24	マット	3 マット	3 マット	3 9 枚
25	寝袋	3 寝袋	3 寝袋	3 9 個
26	毛布	3 毛布	3 毛布	3 9 枚

（7）応援県市側から派遣される応援班の受入の調整

徳島県は、先遣隊に続き、応援班の派遣が必要な場合、応援県市側に「要請状況管理表」（別紙5）を共有し、被災市町村に派遣する応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）の受入調整を行う。

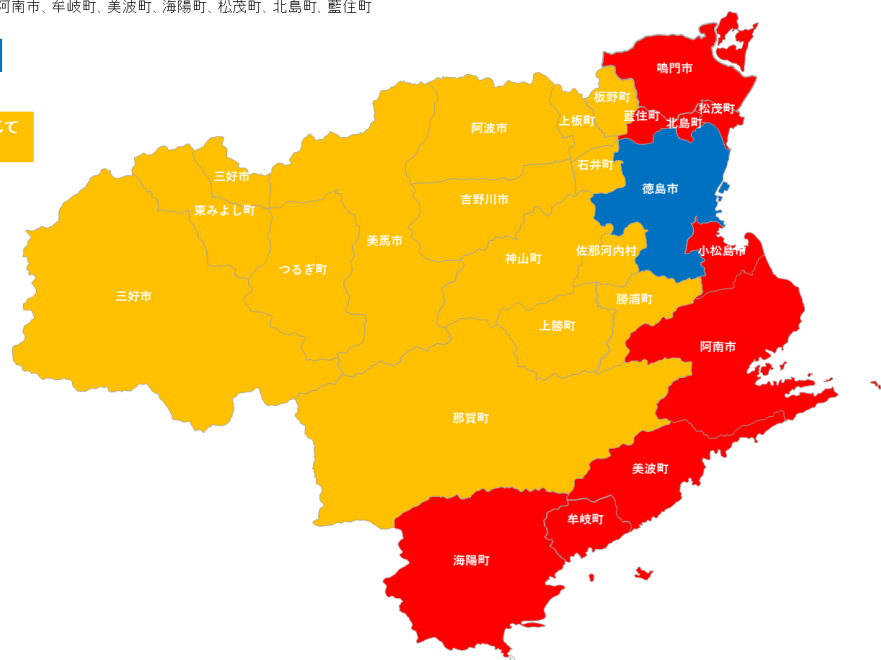
南海トラフ地震発生時には、津波による浸水等により甚大な被害が見込まれ、沿岸市町村においては、被害状況の把握が難航する恐れがあるため、鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市において、派遣先となる市町村を、次のとおり、予め割り当てる。

応援県市側が派遣可能な人数、業務、期間を「応援派遣計画」（別紙６）にとりまとめる。

鳥取県(9町)
鳴門市、小松島市、阿南市、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町

新潟市(1市)
徳島市

被害の状況に応じて柔軟に対応



先遣隊の宿泊場所は原則、応援縣市側で確保するが、被災により徳島県万代庁舎周辺の宿泊施設の利用が困難な場合は、県有施設で手配するよう努める。なお、徳島県職員の利用場所と重なることに留意すること。

- ・ 徳島県万代庁舎 4階「リフレッシュルーム」
- ・ 徳島県職員会館（徳島市万代町3-5-3）

21

第4編 初動段階（2日目～3日目）

1 応援県市側の対応

（1）先遣隊の到着・活動

鳥取県及び新潟市の先遣隊は、徳島県庁に到着後、速やかに「ア 先遣隊の到着後の主な活動」を行うとともに、発災後2～3日目においては、「イ 先遣隊の主な情報収集項目」及び「ウ 先遣隊の主な情報入手手段」を参考に、情報収集、情報共有、支援ニーズの把握等を行う。

なお、徳島県の現地調整会議並びに鳥取県及び新潟市の活動本部の機能が本格化するまでの間、徳島県災害対策本部と協力し、活動を行う。

また、把握した情報は、適宜鳥取県及び新潟市に共有する。

①先遣隊の到着後の主な活動

- ・ 安全管理及び健康管理
- ・ 鳥取県及び新潟市への到着報告
- ・ 徳島県災害対策本部への派遣報告及び挨拶
- ・ 活動スペースの確保
- ・ 通信手段の確保
- ・ 災害対策本部会議への出席
- ・ 被害状況、配備体制等の情報収集、報告
- ・ 人的・物的支援ニーズの把握、報告、調整
- ・ 現地調整会議への参画（詳細は（7）参照。）

②先遣隊の主な情報収集項目（◆は特に重要度が高い事項）

（ア）徳島県の災害対応状況

- ・ 徳島県の配備体制、体制設置時間
- ・ 災害対策本部会議の開催時間、内容
- ・ 避難勧告等の発令状況
- ・ 避難所の開設状況
- ・ 被災都道府県から被災市町村への支援状況◆
- ・ 自衛隊の災害派遣状況

（イ）被害状況 ※公表情報（被害報等）により確認できるものは概要のみで可。

- ・ 人的、物的被害の状況
- ・ 火災の発生状況
- ・ 孤立集落の発生状況
- ・ ライフラインの状況（復旧見込を含む）
- ・ 道路、公共交通機関の状況（特に、応援班の進出に係る徳島県までの道路及び派遣先被災市町村までの道路の損壊状況、啓開状況、交通規制状況等）◆
- ・ 被害が集中している市町村、地区の有無◆
- ・ 被害情報が入らない市町村等の有無◆

(ウ) 他の自治体や関係機関の対応状況

- ・ 徳島県への関係機関等からのリエゾン派遣状況
- ・ 関係機関等から徳島県への支援状況◆
- ・ 総務省応急対策職員派遣制度及びアクションプランの対応状況

(エ) 徳島県及び管内市町村からの支援ニーズ

- ・ 人的・物的支援に係る支援ニーズ調査

③先遣隊の主な情報入手手段

- ・ 災害対策本部会議への出席
- ・ 被害報等の資料入手
- ・ 災害対策本部内の掲示物（ホワイトボード等）の確認
- ・ 派遣先自治体の防災担当者への聞き取り
- ・ 他の自治体や関係機関からのリエゾンとの意見交換

④先遣隊派遣時の情報連絡窓口の一元化

鳥取県及び新潟市から、徳島県への問合せが集中することを防ぐ観点から、原則として、先遣隊派遣時における徳島県との情報連絡窓口を鳥取県に一元化する（新潟市は鳥取県を経由して徳島県と連絡する。）。

(2) 活動本部の応援隊各班の活動

活動本部の応援隊各班は、発災後2～3日目においては、統括責任者の指揮の下、次の活動を行う。

①統括班

(ア) 主な活動

- ・ 「第3編 2 (2) ア」の「主な活動、役割」に同じ。
- ・ 統括班の連絡要員の現地調整会議への参画（詳細は(7)参照。）
- ・ 派遣職員の選定及び応援班の編成

鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市は、徳島県から応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）の派遣要請（※）があった場合は、庁内関係課や管内市町村等と連携・調整し、派遣職員を選定し、応援班を編成する。

なお、業務が効率的に実施されるよう、派遣職員に対し、応援業務の内容を可能な限り明確に伝えるよう努める。

※「アクションプラン 第3 4 (3)」で、「本アクションプラン適用直後においては、応援編成計画に基づき即時応援道県等がプッシュ型で応援職員派遣を行うため、重点受援県からの応援職員派遣要請は、原則として不要とする。」とされていることに留意。

- ・ 応援班の派遣の開始

鳥取県及び新潟市は、派遣職員、宿泊場所、移動手段、資機材等が確保でき次第、編成した応援隊のうち応援班の派遣を開始する。派遣開始決定時に派遣先市町村が決定していれば直接当該市町村に向かうものとし、派遣先市町村が

決定していない場合又は道路状況等により派遣先市町村に向かうことができない場合は、徳島県庁等の現地調整会議の設置場所に向かうものとする。

※鳥取県内各市町村については、予め徳島県内の支援市町村を割り当てているが、実際の派遣市町村は被害状況等に応じて決定するため、徳島県及び鳥取県の派遣開始決定後に派遣を開始するものとする。この点、①派遣先市町村が決定され、かつ、派遣開始が決定される場合と、②派遣先市町村は決定されていないが、派遣開始が決定される（徳島県庁等の現地調整会議の設置場所に向かう）場合の2つがある。

⑤ 現地調整会議及び確保調整本部に対し、応援隊各班の人数、到着目安時間等を連絡する。

(イ) 主な情報収集項目

- ・ 基本的には「(1) イ 先遣隊の主な情報収集項目」に同じ
- ・ 徳島県の現地調整会議及び応援職員派遣調整チームからの支援要請事項
- ・ 応援班の活動に必要な情報（参集場所、活動区域等）

② 応援班

(ア) 主な活動

- ・ 「第3編 2 (2) イ」の「主な活動、役割」に同じ。

(イ) 主な情報収集項目

- ・ 基本的には「ア (イ)」に同じ。

③ 後方支援班

(ア) 主な活動

- ・ 「第3編 2 (2) ウ」の「主な活動、役割」に同じ。

(イ) 主な情報収集項目

- ・ 基本的には「ア (イ)」に同じ。
- ・ 「第3編 2 (2) ウ」の「主な活動、役割」のための情報

(3) 現地調整会議の参加

鳥取県及び新潟市の先遣隊は、徳島県、総務省応援職員確保調整本部、関係団体等で構成する現地調整会議に参加し、県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズに関する情報を共有し、応援職員の派遣を調整する。

徳島県で更新した「要請状況管理表」及び「応援派遣計画」を関係者間で共有し、徳島県、鳥取県及び新潟市で提供できる応援人員では不足する場合、総務省応援職員確保調整本部へ追加の派遣要請を行う。

なお、重点受援県からの連絡先を明確にし、かつ、即時応援道県等間での情報錯綜を防ぐため、応援編成計画における「基本となる組合せの即時応援道県等」である鳥取県を統括担当県とし、情報連絡窓口を一元化する。

2 受援県側の対応

(1) 先遣隊の受入れ

徳島県は、鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市から派遣された先遣隊を受け入れる。陸路の場合は車両の駐車場所を確保し、空路の場合は空港、場外離着陸場の管理者と到着時刻等を情報共有し、受入調整を行う。

先遣隊受入後は、徳島県万代庁舎405会議室（4階）で現地調整会議の構成員として活動を開始し、速やかに、被災市町村から収集した情報や「要請状況管理表」（別紙5）及び「応援派遣計画」（別紙6）を情報共有するとともに、応援班の派遣先や業務等に関する受援調整窓口として、調整を開始する。

(2) 徳島県災害マネジメント総括支援員等の派遣

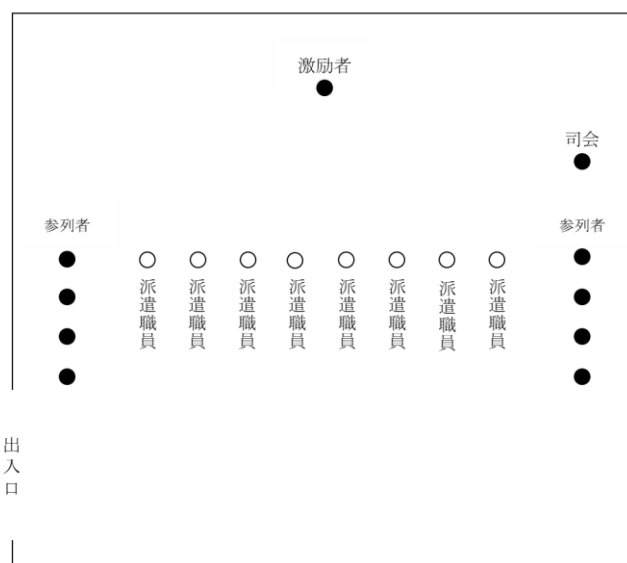
徳島県の応援・受援調整班は、派遣可能な被災市町村に対し、職員班及び市町村支援班が選定した職員を派遣する。市町村に対しては、「徳島県災害マネジメント総括支援員等運営規程実施細則」に基づき、「徳島県災害マネジメント総括支援チームの派遣情報について」（様式第6号）で通知する。

また、出発時間の前には、派遣職員に対し、進出ルートや派遣先での業務内容について、事前説明を行い、装備品の引き渡しを行うとともに、必要に応じて、出発式を行う。

【出発式の準備】

- ・ 次第
- ・ シナリオ
- ・ レイアウト（以下、レイアウト例）
- ・ 激励文

【出発式レイアウト】 於：正面玄関ホール



なお、職員の被災等、被害状況によっては、徳島県災害マネジメント総括支援員等の派遣が困難な場合があることに留意する。

（３）徳島県災害マネジメント総括支援員等の活動

活動は、派遣先の被災市町村の長の指揮の下行うこととし、活動に当たっては、応援・受援調整班と情報共有及び連携を図ることとする。活動状況については、記録（文書、写真、動画）を行うとともに、次のような内容を報告するものとする。

①定時報告

- ・ 県庁出発時：出発時間、交通経路、到着予定時間
- ・ 派遣先到着時及び活動開始時：活動開始時間、健康状態、活動予定等
- ・ 活動終了時：活動終了時間、健康状態、活動日報等
- ・ 引き継ぎ時：活動終了時間、交通経路、帰着予定時間

②随時報告

- ・ 活動状況
- ・ 後方支援への要望（過去の被災地の対応事例等、参考資料収集等）
- ・ 体調不良及び怪我

また、現地での支援活動は、派遣先の市町村の受援調整担当者と打ち合わせ、実施することとし、次のとおり、情報収集及び支援活動に従事する。

①情報収集

- ・ 被害状況（人的、物的、ライフライン等）
- ・ 避難状況（避難所、車中泊、在宅避難等）
- ・ 災害対策本部会議（運営方法、開催スケジュール、資料・議事録の有無）
- ・ 広報の実施状況（市長会見、広報媒体、取材対応、議会対応）
- ・ 外部からの支援状況
- ・ 対応体制（業務分担、担当者、組織図、執務スペース）
（チェックリスト（別紙７）を活用）

②支援活動

- ・ 災害対策本部会議の開催・運営支援
スケジュール化（１日あたりの開催回数、開催時間等）
マスコミへの公開
資料、議事録の作成及び庁内での共有
- ・ 広報
市長会見方法（災害対策本部会議後などのタイミングと場所）
広報媒体（ＨＰ、SNS、テレビ、ラジオ等）

- ・被害報告
報告タイミング（定時、随時）
収集方法（システム、電話、メール、様式の整備）
- ・組織図
全体、各業務、連携が必要な業務
連携が必要な業務については、執務スペース確保
- ・受援体制の整備
- ・応援要請の確認
ニーズ調査実施（ノウハウ、マンパワー、資機材）
庁内動員
外部応援（県及び県内市町村、協定、応急対策職員派遣制度）

（４）被災市町村に関する情報収集と応援ニーズのとりまとめ

徳島県は、市町村に派遣している連絡要員又は徳島県災害マネジメント総括支援員を通じて、市町村の被害状況や応援ニーズ等を確認する。連絡要員等が派遣されていない場合は、市町村の受援担当窓口を確認する。応援ニーズ確認の際は、可能であれば、「応援ニーズ確認表」（別紙４）の提出を求め、収集した情報をもとに「要請状況管理表」（別紙５）を更新する。

また、応援・受援調整班が収集した情報のうち、徳島県災害対策本部の統括司令室や各実行部に共有すべき情報があれば、速やかに、展開する。

（５）徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣調整

徳島県の応援・受援調整班は、職員班及び市町村支援班に更新した「要請状況管理表」（別紙５）を共有し、新たな市町村からの要請や業務や人員の追加の要請等に対し、徳島県災害マネジメント総括支援員等の派遣を調整する。

（６）応援県市側から派遣される応援班の受入調整

徳島県は、更新した「要請状況管理表」（別紙５）を先遣隊と共有し、被災市町村に派遣する応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）の受入調整を行う。

応援班の受入は陸路による進出が基本となるため、支援先市町村までの経路の情報、道路啓開の見込みや活動場所、付近の宿泊場所等の情報について、精査することとし、交通渋滞等で応援班の到着が遅れることが予想される場合、徳島県災害マネジメント総括支援員等を先行して派遣するなど、柔軟な調整を行う。

応援班として派遣される職員が決まったものから、順次、「派遣職員リスト」（別紙３）を受け取り、（５）で調整した結果も踏まえ、「応援派遣計画」（別紙６）を更新する。

(7) 現地調整会議の開催

徳島県は、先遣隊、総務省応援職員確保調整本部、関係団体等で構成する現地調整会議を開催し、県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズに関する情報を共有し、応援職員の派遣を調整する。

徳島県で更新した「要請状況管理表」(別紙5)及び「応援派遣計画」(別紙6)を関係者間で共有し、徳島県、鳥取県、鳥取県内市町村及び新潟市で提供できる応援人員では不足する場合、総務省応援職員確保調整本部へ追加の派遣要請を行う。

なお、徳島県では、関西広域連合や石川県と個別に応援協定を締結していることから追加の応援派遣を調整する際には、その点を配慮するよう、併せて要請する。

(8) 被災市町村への応援派遣決定の連絡

徳島県は、市町村に派遣している連絡要員又は徳島県災害マネジメント総括支援員を通じて、現地調整会議で調整した「応援派遣計画」(別紙6)に基づき、応援派遣の予定や決定した情報を被災市町村へ連絡する。その際、派遣職員の人選が決まっていれば、併せて、情報共有する。

第5編 応急段階・復興段階（4日目以降）

1 応援県市側の対応

（1）応援班の到着・活動

「第4編 1（2）ア（ア）④」に基づき派遣開始決定された鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市の応援班（総括支援チーム・対口支援チーム）は、派遣先市町村又は徳島県庁等の現地調整会議の設置場所に到着後、速やかに活動を開始する。

なお、派遣先市町村に徳島県災害マネジメント総括支援チームが派遣されている場合、「2（1）」のとおり、鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市の応援班は、徳島県の派遣チームから業務を引き継ぐこととする。

※「アクションプラン 第3 4（3）」で、「本アクションプラン適用直後においては、応援編成計画に基づき即時応援道県等がプッシュ型で応援職員派遣を行うため、重点受援県からの応援職員派遣要請は、原則として不要とする。」とされていることに留意。

（2）現地調整会議の参加

鳥取県及び新潟市は、徳島県、総務省応援職員確保調整本部、関係団体等で構成する現地調整会議に参加し、県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズに関する情報を共有し、応援職員の派遣を調整する。

徳島県で更新した「要請状況管理表」（別紙5）及び「応援派遣計画」（別紙6）を関係者間で共有し、徳島県、鳥取県及び新潟市で提供できる応援人員では不足する場合、総務省応援職員確保調整本部へ追加の派遣要請を行う。

（3）後続の統括班の連絡要員や応援班の派遣調整

「2（3）」のとおり、徳島県により更新された「要請状況管理表」（別紙5）を関係者間で共有し、被災市町村に継続した支援が必要と判断された場合は、統括班の連絡要員や被災市町村に派遣する応援班等の派遣調整を行う。

鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市においては、以後、被災市町村から、多様な応援ニーズが寄せられることに加え、支援が長期化することに備え、応援可能な職員の動員について、庁内及び管内市町村の理解を求めるよう努めることとする。

（4）「応援団体連絡会議」の参加

応援体制が安定的に推移するに至った時期に、徳島県災害対策本部等と被災市町村に派遣している応援班（災害マネジメント総括支援チーム等）で「応援団体連絡会議」を開催することから、派遣職員はオンラインで参加し、応援先市町村の被害状況の詳細や災害対応の進捗状況を報告するなど、関係者間での情報共有を図る。

2 受援県側の対応

(1) 応援班等の受入れ

鳥取県及び鳥取県内市町村並びに新潟市から派遣された応援班や徳島県が派遣した徳島県災害マネジメント総括支援員等を被災市町村において受け入れる。

※「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（中央防災会議幹事会）

48h（2日目）までに主な被災地へのアクセスルートの概ねの啓開、

72h（3日目）までに被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開が行われる

徳島県災害マネジメント総括支援チームを派遣している市町村に鳥取県、鳥取県内市町村又は新潟市の総括支援チームが派遣された場合、徳島県の派遣チームは鳥取県、鳥取県内市町村又は新潟市の派遣チームに業務を引き継ぐこととする。

(2) 応援班等からの情報収集と応援ニーズのとりまとめ

鳥取県、鳥取県内市町村、新潟市及び徳島県は各々が派遣する応援班等から市町村の被害状況や応援ニーズ等を確認する。応援ニーズ確認の際は、「応援ニーズ確認表」（別紙4）の提出を求め、収集した情報を徳島県の応援・受援調整班で集約し「要請状況管理表」（別紙5）を更新する。

また、応援班から収集した情報のうち、徳島県災害対策本部の統括司令室や各実行部に共有すべき情報があれば、速やかに、展開するとともに、人員確保以外に後方支援の要望があれば、個別協定等で可能な限り対応する。

【人員以外の要望例】

- ・ 公用車の不足
- ・ 宿泊場所の不足
- ・ PC、プリンター等の不足

(3) 徳島県災害マネジメント総括支援員等（地域 GADM）の派遣調整及び応援県市側からの応援班の派遣調整

更新した「要請状況管理表」（別紙5）を共有し、継続した支援が必要と判断された場合は、被災市町村に派遣する応援班等の派遣調整を行う。

徳島県においては、今後、被災市町村から、多様な応援ニーズが寄せられることに加え、支援が長期化することに備え、応援可能な職員の庁内動員について、理解を求めるよう努めることとし、また、万代庁舎に派遣している先遣隊の後続となる連絡要員や応援班の後続の受入れに向けた調整を行うこととする。

(4) 現地調整会議の開催

徳島県は、先遣隊、総務省応援職員確保調整本部、関係団体等で構成する現地調整会議を開催し、県災害対策本部会議の情報や被災市町村に関する情報、応援ニーズに関する情報を共有し、応援職員の派遣を調整する。

徳島県で更新した「要請状況管理表」(別紙5)及び「応援派遣計画」(別紙6)を関係者間で共有し、徳島県、鳥取県、鳥取県内市町村及び新潟市で提供できる応援人員では不足する場合、総務省応援職員確保調整本部へ追加の派遣要請を行う。

以後、被災市町村の応援ニーズが段階的に判明していくため、応援体制に大きな変化がなくなるまでの間は、現地調整会議を定期的に開催し、応援人員が不足する都度、総務省応援職員確保調整本部へ追加の派遣要請を行う。

(5) 被災市町村への応援派遣決定の連絡

徳島県は、市町村に派遣している連絡要員又は徳島県災害マネジメント総括支援員を通じて、現地調整会議で調整した「応援派遣計画」(別紙6)に基づき、応援派遣の予定や決定した情報を被災市町村へ連絡する。その際、派遣職員の情報についても併せて、共有する。

(6) 「応援団体連絡会議」の開催

徳島県は、被災市町村からの要請に大きな変化がなく、応援体制が安定的に推移するに至った時期に、被災市町村に派遣している災害マネジメント総括支援チーム等の応援職員と「応援団体連絡会議」をオンラインで開催し、支援先市町村の被害状況の詳細や災害対応の進捗状況を関係者間で情報共有する。

【主な報告内容】

- ・ 市町村の被害状況（対口支援チームが従事する業務に関する項目）
（例）開設避難所数、避難者数、住家の被害状況、物資拠点の箇所数 等
- ・ 市町村の災害対応の進捗状況
（例）避難所の統廃合の状況、住家の被害認定の進捗状況、
罹災証明書の発行状況 等

現場の意見をもとに市町村毎の応援に偏りがあれば、関係者と調整し、現地調整会議において「応援派遣計画」(別紙6)を修正する。

また、被災市町村において、有効な災害対応事例があれば、応援職員間で情報共有する。

【災害情報システム】

区分	システム名称	ログインURL	メールアドレス	ログインID	パスワード
鳥取県	徳島県災害時情報共有システム	https://s.ourtokushima.jp/ (すだちくんメールトップページ)			
新潟市					

【連絡先一覧表】

区分	所属名	要請・連絡窓口		NTT 電話番号	NTT FAX	地域衛星電話	地域衛星FAX	衛星携帯電話	メールアドレス
		昼	夜						
鳥取県	危機管理部危機管理政策課								
新潟市	危機管理防災局危機対策課								
徳島県	危機管理部危機管理政策課								
総務省	自治行政局公務員部公務員課応援派遣室								
関西広域連合	広域防災局防災企画課								

派遣職員リスト

報告日時	
------	--

【報告者】

所屬	氏名	連絡先

【派遣職員一覽】

[illegible]

【応援ニーズ確認表】

被災市区町村名

把握日時

(1) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

有 無

(2) 要請人数(見込み)※上記(1)で「有」の場合

No.	期間	業務	活動場所	人数	特記事項
1	～				
2	～				
3	～				
4	～				
5	～				
6	～				
7	～				

(3) その他の情報

例:・職員の参集状況 ・アクセス経路や交通手段等 ・避難所の開設状況や避難者数の把握状況 ・住家の被害認定調査や罹災証明書の発行の開始状況
--

報告者	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-MAIL	

連絡欄

--

【要請状況管理表】 応急対策職員派遣制度における応援ニーズとまとめ

<〇月〇日時点>

		平時入力情報				災害時入力情報																											
No	団体名	登録団体 窓口	電話番号	メールアドレス	職員数	災害対策 本部 設置済	参加 状況	災害マシニングシステム支援				避難所運営支援				住家の被害軽減支援				福祉証明書の交付支援				物資輸送の運営支援				〇〇支援 ※必要に応じて付を追加					
								要請 人数 人/日	要請 期間	活動 場所	交通 手段	対応 状況	人数 人/日	要請 期間	活動 場所	交通 手段	対応 状況	人数 人/日	要請 期間	活動 場所	交通 手段	対応 状況	人数 人/日	要請 期間	活動 場所	交通 手段	対応 状況	人数 人/日	要請 期間	活動 場所	交通 手段	対応 状況	
	例	〇〇〇	088-421-9999	▲▲▲▲▲@〇〇〇.▲▲.▲▲	200名	設置済	約50%	有	2～3人	X月Y日～Z月Z日	2名派遣	有	X月Y日～Z月Z日	〇〇名派遣 ※3名迄	10名派遣							有	X月Y日～Z月Z日	〇〇名派遣	車	10名派遣							
1																																	
2																																	
3																																	
4																																	
5																																	
6																																	
7																																	
8																																	
9																																	
10																																	
11																																	
12																																	
13																																	
14																																	
15																																	
16																																	
17																																	
18																																	
19																																	
20																																	
21																																	
22																																	
23																																	
24																																	

番号	市町村	担当者	メールアドレス	電話

特記事項

<〇月〇日時点>

No	団体名	調整窓口			人数 人/日	派遣人数 (人/日)																
		氏名	電話番号	メールアドレス		▼																
						〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	
例	〇〇〇支援	-	-	-	46	0	6	6	16	16	16	16	16	16	16	16	40	40	40	40	40	40
①	徳島県	徳島 太郎	088-621-9999	▲▲▲▲▲@〇〇〇.lg.jp	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
②	鳥取県	鳥取 一郎	0857-26-9999	▲▲▲▲▲@〇〇〇.lg.jp	10				10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
③	新潟市	新潟 次郎	025-243-9999	▲▲▲▲▲@〇〇〇.lg.jp	10												8	8	8	8	8	8
④	石川県	石川 三郎	076-225-9999	▲▲▲▲▲@〇〇〇.lg.jp	10												8	8	8	8	8	8
⑤	〇〇〇市	山田 四郎	0XXX-YY-9999	▲▲▲▲▲@〇〇〇.lg.jp	10												8	8	8	8	8	8
計		-	-	-		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	災害マネジメント支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	徳島県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	鳥取県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	新潟市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	石川県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	〇〇〇市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	避難所運営支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	徳島県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	鳥取県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	新潟市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	石川県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	〇〇〇市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	住家の被害認定支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	徳島県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	鳥取県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	新潟市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	石川県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	〇〇〇市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	震災証明書の交付支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	徳島県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	鳥取県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	新潟市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	石川県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	〇〇〇市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	物資拠点の運営支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	徳島県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	鳥取県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	新潟市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	石川県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	〇〇〇市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	〇〇支援	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①	徳島県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	鳥取県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
③	新潟市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
④	石川県				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	〇〇〇市				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	体制(本部スタッフ/現場作業員,連携組織等)	情報収集・整理・分析	計画立案	資源確保(施設、機材等)	広報広聴	その他の業務実施状況
本部運営 [全庁事項]	☐ 幹部（三役）は健在である ☐ 主要な応急対策業務では、主幹部署が明確に決まっている ☐ 担当部署が複数に渡り、連携に支障のある業務はない ☐ 全般に職員数は足りている ☐ 各部署における業務量に、著しい違いはなく調整できている ☐ 全庁的調整を行う受援担当者を配置している ☐ 県派遣職員、対口支援団体等の応援機関が連携調整を行う方法を具体的に決めている（定例会議等）	☐ 人的被害の概数は推定できている ☐ 建物被害（全半壊程度）の概数は推定できている ☐ 人的被害の拡大予防に必要な情報は把握できている ☐ 本部会議を定期的に開催している ☐ 本部会議では、各課より資料により被害や対応状況が報告されている ☐ 職員が共通して認識するべき解決課題や活動目標は明確化され共有できている ☐ 各課において、各課で処理する情報と、本部分事務局や幹部へ報告すべき情報は区分され、必要な重要情報は本部事務局へ上がってきている	☐ 本部会議で、各課は所管の被害・対応状況に加え、今後の対応方針も報告し、首長が確認している。 ☐ 本部会議で、複数部署に跨る案件について協議し、部署横断的な対応方針の調整をしている ☐ 重要な事案については、関係する課長等の打合せを適宜開催し、対処計画を策定している ☐ 本災害での状況に対応するため、全庁的な組織体制の適正化を計画中/済である	☐ 庁舎の安全性は確認されている ☐ 本部運営に必要な施設機能は維持できている（ライフライン等）	☐ 行政広報の伝達手段は確保できている ☐ 人的被害の拡大予防のための注意喚起をしている（土砂災害、余震等） ☐ 被災後、首長から住民にメッセージを既に発信している ☐ 記者会見や記者レクなどを定期的に実施している ☐ 庁内各課の広報を、広報部署でも集約して発信できている	☐ 毎日の本部運営のサイクルは安定している
公衆衛生	☐ 福祉避難所、救護所など各業務の担当を各々明確に決めている ☐ 庁内避難所担当部署との連携調整の方法を具体的に決めている ☐ 保健所・医師会等との活動調整方法を具体的に決めている（定例会議等） ☐ 救護所・避難所等に派遣・巡回するスタッフは足りている	☐ 保健所との情報を共有する様式・方法を明確に決めている ☐ 避難所の状況を毎日モニタリングする様式や方法を決めている ☐ 避難所の感染症サベイングスを行っている ☐ 指定避難所外の被災者（在宅、車中泊等）の情報収集する方法が決まっている	☐ 被災者の健康保持、避難所の衛生管理や感染症予防などの計画を策定中/済である ☐ 重要事業の継続や早期再開の計画を策定中/済である	☐ 公衆衛生に必要な被災者むけの物品（マスク、消毒剤等）を充分に確保できている ☐ 公衆衛生の活動に必要な資機材（車両等）を充分に確保できている ☐ 福祉避難所を開設し、収容可能人数は足りている	☐ エコノミー症候群、感染症、食中毒予防等に関する広報をしている ☐ 対象者に届くと期待できる広報手段を確保できている	☐ 救護所を設置している
避難所運営	☐ 全避難所を統括する主管部署が明確に配置されている ☐ 指定避難所以外の被災者の状況を把握する担当が明確に決まっている ☐ 庁内公衆衛生部署、保健所との連携調整方法が具体的に決まっている ☐ 避難所の運営職員は足りている ☐ 避難所へ過剰な人数の職員を配置していない ☐ 避難所の運営担当職員のローテーションが適切に決まっている	☐ 指定避難所の避難者数を把握している ☐ 指定避難所以外の被災者（在宅、車中泊等）のいる施設を把握している ☐ 全避難所で共通した様式で、避難者名簿を作成している/具体的に準備中 ☐ 避難所の状況を毎日モニタリングする様式や方法が明確に決まっている	☐ 避難所の環境を改善する計画を策定中/済である ☐ 指定避難所以外の被災者（在宅、車中泊等）の状況を把握する調査計画を策定中/済である	☐ 余震・降雨などによる２次災害から安全な避難所としてのスペースは充足している ☐ 避難所を良好な生活環境とする資機材（消毒薬、暖房器具等）は充足している	☐ 全避難所へ行政広報を行う方法が確立している ☐ 全避難所施設の応急危険度判定を実施済み	
被害認定調査 罹災証明発行	☐ 被害認定調査の計画立案を行う担当者等が配置されている ☐ 罹災証明発行の計画立案を行う担当者等が配置されている ☐ 被害認定の調査員は庁内職員で足りると推定している ☐ 罹災証明発行の窓口業務では、庁内職員で足りると推定している	☐ 対象軒数の概数が推定できている ☐ エリア毎の被害状況を推定できている ☐ 対象軒数等の適切な推定方法を決めている ☐ 対象軒数の適切な推定調査の利用等）（応急危険度判定調査の利用等） ☐ 被災者台帳システムの利用方針が決まっている	☐ 調査計画を具体的に策定中/済である ☐ 調査方針の検討をしている（非住家の扱い、申請の要否など） ☐ 調査の被害区分と支援策との関連を整理している	☐ 庁内での部屋の確保を具体的に準備中/済である ☐ 調査スケジュールなどの広報を具体的に準備中/済である ☐ 資機材（カメラ、車等）の確保を具体的に準備中/済である	☐ 調査スケジュールなどの広報を行っている ☐ 罹災証明の申請受付を行っている	
災害廃棄物	☐ 災害廃棄物、し尿処理など各関連業務の担当を各々明確に決めている ☐ ボランティアへの廃棄物分別方法の周知のためVCと連携できている ☐ 仮置場の運営職員は足りている ☐ 収集運搬の人員は足りている ☐ 民間事業者を確保できている	☐ 発生量等を概算できている ☐ エリア毎の発生状況を推定できている ☐ 発生量の適切な推定方法を決めている ☐ 必要な仮置場の面積を推計できている	☐ 仮置場への収集方法を、具体的に策定している ☐ 倒壊家屋や住居内障害物の撤去の方針を策定している ☐ 有害廃棄物等への対処方針を決めている	☐ 当面は十分な面積の1次仮置き場を確保できている/具体的な予定がある ☐ 仮置場運営に必要な機材を確保できている ☐ 収集用車両を確保できている ☐ 平常時の処理施設の機能は確保できている	☐ 廃棄物の分別、仮置場への搬出に関する広報をしている ☐ 対象者に届くと期待できる広報手段を確保できている	☐ 生活ゴミの回収を行っている
支援物資	☐ 情報錯綜を招かない組織体制がとれている（ニーズ収集、輸送、調達などの担当部署が異なり、それぞれの場所で執務していない） ☐ 物資拠点、輸送の職員は足りている ☐ 民間事業者を確保できている	☐ 内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」を利用している ☐ 全避難所から共通した方法で、物資ニーズを収集できている ☐ 必要な食事の提供数を把握できている	☐ 物流事業者と協力して物流体制（拠点運営、配送）を構築する準備中/済である ☐ 指定避難所以外の被災者（在宅、車中泊等）への物資の提供方法・体制を策定中/済である	☐ フォークリフトを利用できる物資拠点確保できている/具体的な予定がある ☐ 物流資機材（パッドリフト、ローラー等）を確保できている ☐ 輸送車両を確保できている	☐ 指定避難所以外の被災者（在宅など9）への食事・物資等の提供方法を周知できている ☐ 義捐物資への対応方針をHP等で外部に広報している	☐ 指定避難所に必要な品目・数量を提供できている ☐

(準備段階)		初動段階 (発災当日中)		応急段階		復旧段階	
内は住民等の意識啓発				1～3日後		3日～1週間後	
1. 災害対策本部の組織・運営	- 庁舎の耐震化、代替施設の確保 - 災害対策本部設置・運営訓練	- 災害対策本部設置（代替庁舎確保） - 本部会議の公開 - 記者会見の実施	国・県・市町村等の合同による会議	1週間～1か月後（又は数か月後）			
2. 通信の確保	- 衛星携帯電話の確保、住民と連携した使用訓練 - 代替通信手段の検討	- 情報通信の疎通状況確認 - 孤立集落等への通信手段の確保					
3. 被害情報の収集	- 情報収集項目の事前整理 - 情報収集（トリアージ）体制の整備	- 被害状況に関する情報収集 - 情報処理（トリアージ）	企業等の被害情報収集				
4. 災害情報の伝達	防災行政無線のデジタル化	地震（余震）情報、津波情報、避難勧告・指示等に関する情報提供					
5. 応援の受入れ	- 応援職員の担当業務の整理 - 応援協定の締結及び訓練 - ヘリコプター離着陸場確保	- 連絡窓口、受入れ体制確保（駐車場、燃料、炎对本部内の事務スペース等） - 都道府県及び周辺市町村の応援受入れ					
6. 広報活動	特別な配慮が必要な方への多様な情報伝達手段を確保	- 住民への広報（被害情報、避難所、物資、ライフライン等） - 応急危険度判定の周知	- 被害認定調査、罹災証明の発行に関する広報 - イベント、キャンペーン等の周知				
7. 救助・救急活動	医師、保健師等の連携体制確保	- 死傷者の捜索、救出救助 - 救護所の設置 - 医療チーム派遣要請 - 遺体の安置、火葬					
8. 避難所等、被災者の生活対策	- 避難所施設の耐震化 - 住民と連携した避難所運営訓練	- 避難所安全確認、避難者受入れ - 衛生環境の確保、エコノミークラス症候群の防止 - 避難所の環境整備（配慮の必要な人や女性の宿泊を考慮）	避難所の統廃合、閉鎖				
9. 特別な配慮が必要な人への対策	- 特別な配慮が必要な人への理解 - 配慮が必要な人の把握、支援体制検討	- 福祉避難所やホテル・旅館および専門的なスタッフ等の確保 - 多様な情報提供手段による広報 - 安否確認、必要な支援の確認・提供 - 被災者のこころのケア	災害関連死の防止				
10. 物資等の輸送、供給対策	- 物流業者等との協定 - 地域完結型の備蓄	- 物資支援要請 - 物資拠点確保 - 個人からの物資受け入れ方針を広報 - 給水の実施 - 物資拠点の要員確保					
11. ボランティアなどの協働活動	- 社会全体でのボランティア活動への理解 - 社協職員等への研修 - NPO団体等との事前検討	- ボランティア受入れ体制の確保、周知 - 社協職員や専門家の派遣要請 - 移動手段や宿泊場所等の準備 - 地域コミュニティによる支援体制の確保支援					
12. 公共インフラ被害の応急処置等	（ハザードマップにより、事前に土砂災害発生の危険性を周知し、訓練等を実施） - 耐震化の着実な実施 - 道路啓閉等の体制の検討・確保	- 避難勧告等の準備 - 専門家と連携し、インフラ被害、土砂災害発生箇所等の点検 - 土砂災害発生箇所監視 - 管理者が避難した地区の家畜や冷凍冷蔵品の移動等					
13. 建物、宅地等の応急危険度判定	（応急危険度判定、罹災証明の意味について一般への理解促進）	- 応急危険度判定の実施 - 被害認定調査の応援要請	被害認定調査の実施、罹災証明の発行手続き				
14. 被害認定調査、罹災証明の発行							
15. 仮設住宅	- 仮設住宅の建設候補地、空き家情報の事前把握 - 地域で配慮が必要な人に適した仕様の検討	仮設住宅必要戸数の算出	- 仮設住宅建設地の決定 - 配慮が必要な人の配 - 空き家情報の広報 - 配慮内容、人数の確認				
16. 生活再建支援	被災者支援台帳等のフォーマット等について事前検討	- 義援金受け付け - 住民向け相談窓口の設置（多様な専門家と連携） - 生活資金の・義援金（一次）配分方法の検討 - 貸付	- 被災者生活再建支援金の周知、交付 - 被災企業等の事業再開相談等				
17. 廃棄物処理	- 仮置き場等の候補地選定 - 廃棄物発生量の事前検討	災害廃棄物処理計画の策定	- 仮置き場の確保 - 他の市町村や民間業者等の協力による災害廃棄物の処理				

※出典：地方都市等における地震対応のガイドライン（内閣府（防災担当））